最終更新日：2020年7月3日

株式会社 滝澤鉄工所
代表取締役社長 原田一八
問合せ先：086-293-6111
証券コード：6121
http://www.takisawa.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、工作機械の製造・販売を通じ社会・環境におけるサステナビリティの実現に寄与し、世界中の人々の生活がより豊かになることを目的とし、永続的な成長と安定的な収益の実現を目指すため、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

(1)当社は、株主に対する実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保とその権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備に取り組む。
(2)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働は不可欠との認識し、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努める。
(3)当社は、適切な情報開示を行うことが経営の透明性、公正性を確保し、コーポレートガバナンスを実現するとの観点から、法令に基づく開示だけでなくステークホルダーにとって必要と判断される情報（非財務情報を含む）について、積極的に開示する。
(4)当社は、経営の意思決定・監督体制と業務執行体制を分離し、効率的な経営・執行体制とし、社外取締役を選任することにより、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築する。
(5)当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主と積極的に対話し、その意見や要望を適切に経営に反映させる。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

原則について、すべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、当社が策定する「株式等の政策保有に関する基本方針および適否基準」に基づき、直前事業年度の投資利回り等が当該事業年度末日現在の資本コストを下回る場合には、当社との過去3年間の取引額並びに今後の展開など総合的に判断し、保有意義の薄れた政策保有株式については縮減する方針とします。
毎年7月の定例取締役会では、個別の政策保有株式について上記の基準を適用するほか、取引先との安定的、長期的な取引関係の構築及び業務提携その他諸般の事情を勘案の上具体的に保有の適否を精査することにより、継続保有と売却の要否を検討します。
また、議決権の行使においては、剰余金処分案については配当性向、その他の議案については当社の企業価値の向上に資するか否か、または当社の株主価値が毀損されないかを判断基準としています。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者との取引については、社外取締役の出席する取締役会において審議し、該当する取締役を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外して決議しています。また、取締役に対して事業年度ごとに関連当事者間の取引の有無について、取締役の二親等以内も含め調査し管理しています。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金基金制度及び確定給付年金制度を採用しておらず、社員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しています。なお、従業員の入社時等において企業型確定拠出年金制度の運用についての教育を実施しています。

【原則3-1　情報開示の充実】
⑴ 当社は、経営理念、経営戦略、経営計画を当社ホームページ（https://www.takisawa.co.jp/）や株主通信にて開示しています。
⑵ 当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書に記載しています。
⑶ 当社の取締役報酬は、月額報酬と賞与で構成され、役員報酬規程に基づき、会社業績、職責を反映したものとしており、取締役会において決定しています。また、経営陣幹部である従業員執行役員報酬についても、月額報酬と賞与で構成され、同様に会社業績、職責を反映したものとしています。経営陣幹部・取締役の報酬水準及び指針については、指名・報酬諮問委員会においてその妥当性を審議し、取締役会に答申しています。
⑷ 当社は、経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名について、当該職に相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者とし、指名・報酬諮問委員会においてその適任性について審議し、取締役会に答申したのち取締役会において決定しています。
⑸ 取締役会は、上記⑷を踏まえ、具体的な状況に応じて、個々の経営陣幹部を選任または解任し、あるいは個々の取締役候補を指名した上、株主総会にその選任をお諮りします。
なお、株主総会参考書類には、個々の取締役候補の選任理由を開示しています。

【原則4-1　取締役会の役割・責務(1)】
補充原則4-1-1
当社は、取締役会規則、職務権限規程により、重要性に応じて決裁、審議等に関する権限を明確にしています。取締役会は、法令、定款及び取締役会規則で定められた重要事項を決定し、取締役会の決議事項以外の業務の執行及び決定については、業務執行責任者及び部門長に権限委譲を行い、職務権限、職務分掌等について社内規程により明確にし、組織変更等に応じて常に見直しがされる体制としています。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及びその資質】
当社は、独立社外取締役の独立性基準を策定し、有価証券報告書にて開示しています。

【原則4-11　取締役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4-11-1
当社は、定款において監査等委員である取締役以外の取締役は11名以内、監査等委員である取締役は5名以内としており、知識・経験・能力のバランスなど多様性を考慮して選定しています。
取締役の選任に関しては、当社の経営理念、経営戦略をもとに、経験、見識、専門性などを総合的に評価し、判断しています。また、社外取締役については、会社法上の要件に加え、一般株主との利益相反の恐れが生じないと判断される基準に基づき選任を行っています。

補充原則4-11-2
社外取締役をはじめ、取締役の他の上場会社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しています。

補充原則4-11-3
当社は、機能向上を図るべく、取締役会の実効性の分析・評価を行っています。その概要は、以下のとおりです。
1．評価の方法
すべての取締役に対して取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、その回答を踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。
なお、アンケートの項目は以下のとおりです。
・取締役会の構成
・取締役会の開催
・社外役員への対応
・対外コミュニケーション
・トレーニング
・取締役会議長の属性
・指名・報酬諮問委員会について
2．評価結果の概要
取締役会の実効性に関する分析・評価の結果、取締役会の開催頻度が適切であり、審議に必要な時間が十分確保されている、社外役員と意思疎通がなされているなど当社取締役会の実効性は確保されていると評価しました。
また、他方で、取締役会のさらなる多様性の確保という観点から、2019年6月より女性取締役を登用いたしました。
今後も、取締役会で議論を重ね、さらなる改善に取り組むことで取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

【原則4-14　取締役のトレーニング】
補充原則4-14-2
当社では、取締役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しています。
また、社外取締役に当社グループの経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、随時、これらに関する情報提供を行っています。また、社外取締役を含む取締役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供を行うとともに、法改正や経営課題に対する研修を継続的に実施し、その費用については会社規程に基づき会社負担としています。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、管理部門担当取締役をIR担当役員とし、その管掌下にある経理財務部をIR担当部署としており、社長及びIR担当役員は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主や投資家からの対話（面談）の申込みに積極的に対応しています。また、その結果については、取締役会に適宜報告しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
滝澤鉄工所取引先持株会	433,800	6.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	419,700	6.38
ファナック株式会社	300,000	4.56
株式会社　中国銀行	289,650	4.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	154,000	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	124,200	1.89
加藤　清行	93,400	1.42
DFA　INTL　SMALL　CAP　VALUE　PORTFOLIO	93,300	1.42
三井住友信託銀行株式会社	80,000	1.22
滝澤投資会	70,743	1.08

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三宅盛夫	他の会社の出身者					△						
小野慎一	公認会計士						△					
小林正啓	弁護士											
十川智基	公認会計士						△		○			
米澤　和美	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三宅盛夫	○	○	社外取締役の三宅盛夫氏は当社の主要取引銀行である株式会社中国銀行に業務執行社員として2016年6月まで勤務しておりましたが、同社を退職後一定期間経過していることから、独立性を有すると判断しております。	長年にわたる金融機関で培った豊富な経験と知識を有しており、また、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員としております。

小野慎一	○	○	社外取締役の小野慎一氏は当社の会計監査人である監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）に非業務執行社員として2002年6月まで勤務しておりましたが、同監査法人を退職後10年以上経過していることから、独立性を有すると判断しております。	長年にわたる公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的な知識を有し、また、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員としております。
小林正啓	○	○	―――	長年にわたる弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を有し、また、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員としております。
十川智基	○	○	社外取締役の十川智基氏は当社の会計監査人である朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）に非業務執行社員として2009年6月まで勤務しておりましたが、同監査法人を退職後9年以上を経過しております。また、同氏は当社が顧問契約をしております朝日税理士法人の代表社員であり、当社は同税理士法人に年間顧問報酬を支払っておりますが、一般株主と利益相反を生じるおそれのない範囲の額であります。以上のことから、同氏は独立性を有すると判断しております。	長年にわたる公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門的な知識を有し、また、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員としております。
米澤　和美	○	○	―――	長年にわたる社会保険労務士としての豊富な経験と専門的な知識を有し、また、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員としております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	5	1	0	5	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助する。内部監査室に対する指揮命令権はその業務を補助する範囲内において監査等委員会に帰属する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は必要に応じ、相互に情報及び意見の交換を行い、連携を強め、監査の質の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の指名については、指名･報酬諮問委員会においてその適任性について審議し、取締役会に答申したのち取締役会において決定しております。

取締役の報酬水準及び指針については、指名･報酬諮問委員会においてその妥当性を審議し、取締役会に答申しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬について、業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入はしておりませんが、役員賞与について、業績を勘案して実施しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において以下の内容を開示しております。

役員区分　報酬等の総額　固定報酬　業績連動報酬　対象となる役員の員数

取締役（監査等委員を除く）（社外取締役を除く）　159,637千円　129,087千円　30,550千円　7名

社外役員　22,058千円　22,058千円　―　千円　5名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員である取締役以外の取締役の報酬は、他社の支給水準、当社業績及び従業員給与等とのバランスを考慮のうえ、任意の指名･報酬諮問委員会の答申に基づき、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査等委員の協議により決定しております。
なお、役員の報酬限度額は以下のとおりであります。

監査等委員である取締役以外の取締役200,000千円(年額)
監査等委員である取締役40,000千円(年額)

【社外取締役のサポート体制】

取締役会に出席しており、取締役会議案の関係資料、取締役会議事録の閲覧が可能となっております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

イ会社の機関の基本説明

取締役会
2020年６月26日現在、取締役会は取締役12名(うち、監査等委員である取締役５名)中社外取締役５名で構成され、原則として毎月１回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。

監査等委員会
2020年６月26日現在、監査等委員会は、監査等委員５名(うち、社外取締役５名)で構成され、取締役の業務執行状況を客観的な立場から監査するため、常勤監査等委員は重要な会議に出席し、業務執行に対する監査が有効に行われるよう努めております。

取締役の定数
当社の監査等委員である取締役以外の取締役は11名以内、監査等委員である取締役は５名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任決議
当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件
当社は、株主総会の特別決議事項について、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し,その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款で定めております。

ロ内部監査の状況
経営の監視機能として、常勤監査等委員は、重要な会議に出席するほか、本社、営業所及び連結子会社に赴き、会計監査及び業務監査を実施しております。
なお、小野慎一監査等委員及び十川智基監査等委員は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。小林正啓監査等委員は、弁護士であり法律の実務家として知識や経験を有するものであります。三宅盛夫監査等委員は、金融機関で勤務した経験を有し、金融機関を通じて培った知識を有するものであります。また、米澤和美監査等委員は社会保険労務士としての豊富な経験と専門的な知識を有するものであります。
また、監査等委員会直轄の機関として内部監査室(提出日現在2名体制)を設け、監査計画に従い、本社、営業所及び連結子会社について内部監査を実施し、業務執行状況のチェックを行っております。
なお、会計監査につきましては会計監査人の監査を受けるとともに、適宜指導を受けております。
監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は必要に応じ、相互に情報及び意見の交換を行い、連携を強め、監査の質の向上を図っております。

ハ責任限定契約の状況
(a) 取締役
当社と当社の取締役は、職務の遂行にあたり期待された役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第１項の規定により任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。
(b) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査等委員である取締役
当社と当社の取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査等委員である取締役は、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
(C) 会計監査人
当社と当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、2016年6月24日より監査等委員会設置会社へ移行しております。
委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、取締役会の監査・監督機能を一層強化するとともに取締役会の権限を一部取締役に委譲することにより、意思決定の迅速化、業務執行の効率化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が十分な検討期間を確保することができるように株主総会開催日の3週間前までに招集通知を発送し、発送前に当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトにて開示しています。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる行使方法（PC、スマートフォンによる行使）を採用

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算補足説明資料、IRカレンダー、中期経営計画等の情報を掲載しております。 https://www.takisawa.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署　管理部門 IR担当役員　管理担当役員	
その他	アナリストの来訪、電話照会等に随時対応している	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンスの手引」において､企業行動規範として、適時、適切な情報開示を行い、株主、債権者はもとより広く社会とのコミュニケーションを行う旨規定している。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、CSRの一環として地域美化･植樹活動に取り組んでいます。 ･地域美化 町内会の清掃活動、岡山市ボランティア清掃活動への参加 ･植樹 岡山県環境保全活動「企業との協働の森づくり」に参画、公有林の植栽を実施。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	･当社は、会社の意思決定の透明性･公正性を確保し、実質的なコーポレートガバナンスを実現するため、経営理念、経営戦略、経営計画などの基本方針を積極的に開示する。 ･情報開示は、平易かつ具体的な内容とするよう努める。 （コーポレートガバナンス基本方針3.1情報開示）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、公正で効率的な業務運営を行い、投資家の信頼を維持し、適正な財務報告を確保するために「内部統制規程」を策定しております。その項目は下記のとおりです。

(a)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス基本規程」を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行なうことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保する。
取締役会は、原則として1か月に1度、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督する。
業務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保する。
さらに、「内部通報規程」を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置する。
また、インサイダー取引については、「内部者取引管理規程」により防止する。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は、「保存文書取扱規程」により、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、適切に保管を行なう。
また、文書等は、保存媒体に応じ、適切かつ検索性の高い状態で保存する。
取締役は、必要ある場合に上記文書等を閲覧することができるものとする。

(c)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関しては、「リスク管理基本規程」を制定し、リスク管理の最高責任者を社長とすると同時に、リスク管理委員会を設置しリスク管理を効果的かつ効率的に実施する。リスク管理委員会の議事内容は、適宜取締役会に報告するものとする。
また、既往のリスク管理のために設置された各種委員会は、リスク管理委員会と緊密に連携するものとする。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、経営目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のための具体的施策及び職務分掌に基づいた効率的な達成の方法を策定し、業務を執行する。
情報システムを活用し、目標及び業務遂行状況をレビューし、業務の効率化を実現する。
業務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任･権限を定める。
また、諸規程に基づき業務が執行されていることを内部監査室が監査し、内部統制システムの有効性を継続的に確認する。

(e)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス基本規程」を制定し、法令等の遵守に基づく公正な経営を行なうことを規定するとともに、コンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスを確保する。
業務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め、業務を執行させるとともに、内部監査室を設け、業務の運営状況を把握し、その適正性を確保する。
さらに、「内部通報規程」を制定し、法令違反等に関する従業員からの内部通報窓口を設置する。
また、インサイダー取引については、「内部者取引管理規程」により防止する。

(f)当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「グループ経営方針」を定め、グループの存在意義、ビジョンを明確にし、グループ各社の結束及び信頼関係を深めることにより、グループ全体の更なる発展を目指す。また、「関係会社管理規程」に基づき子会社に対する管理方針、管理組織を定め、業務の適正を確保する体制を構築する。
1.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
　･当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社より当社へ定期的または必要に応じて経営状況等の報告を受ける。
2.子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
　･当社は、「リスク管理基本規程」を制定し、リスク管理委員会を定期的に開催して子会社における重大なリスクを把握し適切な処置を行う。また、子会社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生する恐れがある場合には、子会社より報告を受け、当社･子会社が連携し迅速かつ適切な対応を取る。
3.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　･当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、「関係会社管理規程」に基づき、必要書類等の提出を求め、取締役等の職務の執行状況を検証する。また、重要事項については当社取締役会にて審議を行う。
4.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　･当社は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス委員会を定期的に開催して子会社のコンプライアンスに関する取り組み状況を検証し、グループ全体のコンプライアンス体制を確立する。

(g)当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項
監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助する。
(h)前号の使用人の監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
1.内部監査室に対する指揮命令権はその業務を補助する範囲内において監査等委員会に帰属する。
2.内部監査室の使用人等の人事異動、人事評価、罰則等の決定については、事前に監査等委員会の同意を必要とする。

(i)当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社の業務担当取締役及び使用人等は「内部統制規程」に基づき、定期的に監査等委員会へ経営や財務の状況等を報告し、重大な事項が発生した場合には必要な報告及び情報提供を遅滞なく行う。また、子会社の取締役及び使用人等は、「関係会社管理規程」に定められた事項を当社の管理担当部署に報告し、担当部署は速やかに監査等委員会にその内容を報告する。

(j)当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「内部通報規程」に基づき、内部通報を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止することを規定し、通報者を保護する。

(k)当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会と協議のうえ監査等委員の職務を執行するために必要な予算をあらかじめ定める。

(l)その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
業務担当取締役及び使用人は、監査等委員会の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、業務担当取締役及び使用人との意見交換、子会社監査、子会社監査役との連携等の監査等委員会の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(m)財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制
金融商品取引法及び金融庁交付の基準に基づく財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するため、内部統制整備委員会を設置し、「財務報告に係る内部統制整備規程」に基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ会社は、暴力団排除条例に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。
「反社会的勢力対応基本規程」を制定し、社内への周知徹底と実行力のある体制整備の維持･向上に取り組む。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2018年6月22日開催の第88回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)の継続を決議しております。

本対応方針は、当社が発行者である株券等について、1特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、また、2 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下「大規模買付行為」と総称します。)を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。

また、上記基本方針に反し、当社の企業価値･株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を新株予約権無償割当て等を利用することにより阻止し、当社の企業価値･株主共同の利益を確保･向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)には、買付内容等の検討に必要な情報及び本対応方針に定める事前情報提供に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守する旨の誓約を含む意向表明書の提出を求めます。当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び取締役会としての見解形成のために必要な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付し、当該大規模買付情報のリストに従い、当社取締役会に対し、大規模買付情報の提供を求めます。その後、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に検討･評価し、当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめて公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件変更について交渉し、株主の皆様に取締役会としての代替案の提案を行うこともあります。

大規模買付ルールが遵守されない場合や当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものと当社取締役会が判断した場合は、当社株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとることがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価･検討したうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動について判断を行うものとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等の行使条件等を定めます。本対応方針の有効期間は、2021年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。

なお、定時株主総会により承認された後においても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主価値向上の観点から、その時点での法令等を踏まえ、その内容の変更･廃止を含め、本対応方針を随時見直し、株主総会への付議を検討していく所存です。

本対応方針導入後、新株予約権無償割当て等の対抗措置が実施されていない場合には株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)。

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレートガバナンス体制は以下のとおりです。

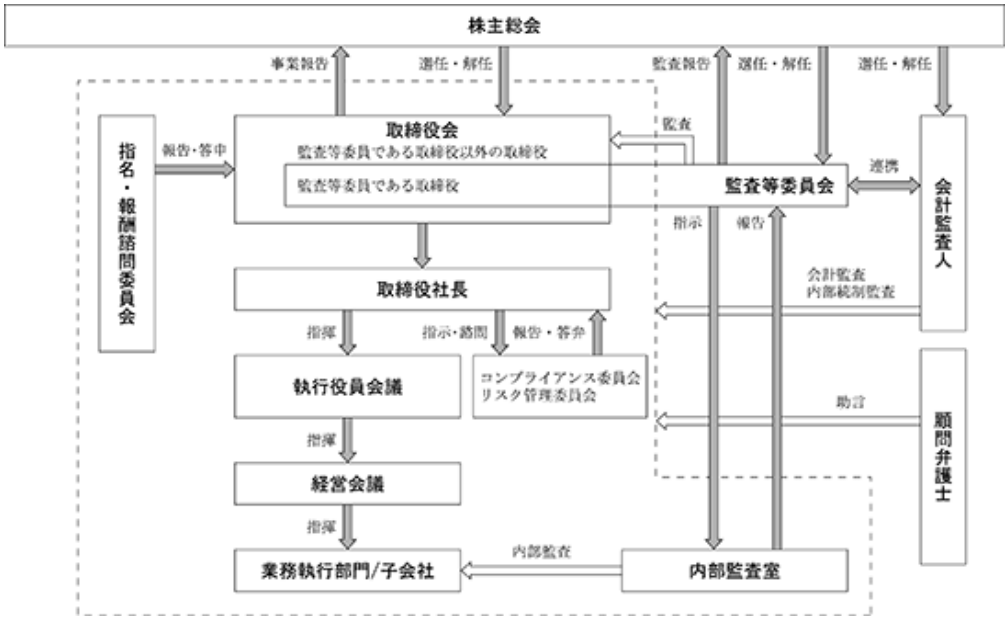

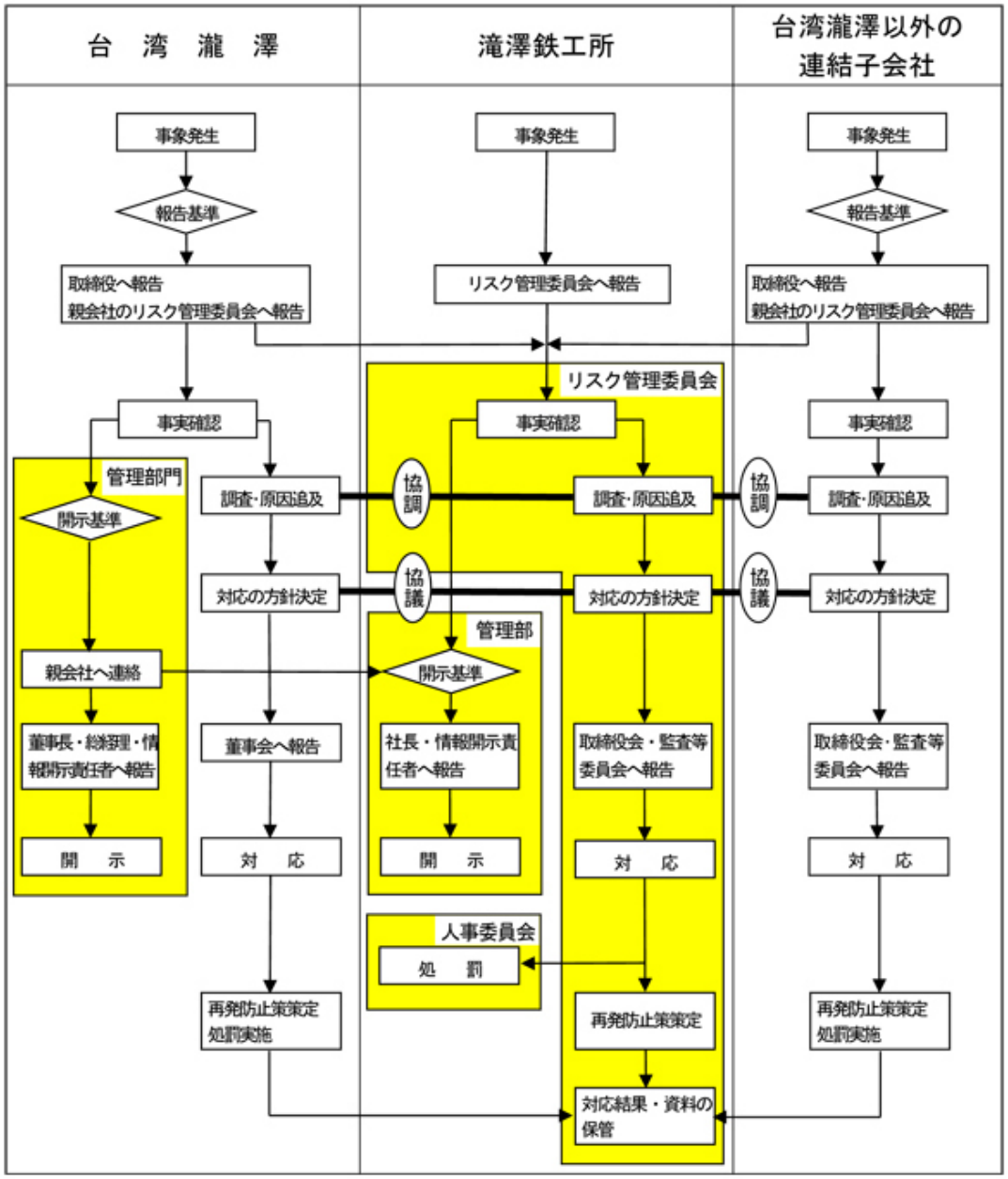
台　湾　瀧　澤
滝澤鉄工所
台湾瀧澤以外の
連結子会社
事象発生
報告基準
取締役へ報告
親会社のリスク管理委員会へ報告
リスク管理委員会へ報告
事実確認
リスク管理委員会
管理部門
開示基準
調査・原因追及
協調
対応の方針決定
協議
親会社へ連絡
董事長・総経理・情報開示責任者へ報告
開　示
董事会へ報告
対　応
再発防止策策定
処罰実施
管理部
社長・情報開示責任者へ報告
人事委員会
処　罰
取締役会・監査等委員会へ報告
再発防止策策定
対応結果・資料の保管